

ごみステーションの ルールについて

皆さんが利用する地域のごみステーションは
地域の方々の協力により清掃され、清潔に保
たれています。清潔な環境が維持できるように
下記のルールを守って利用ください。

決められた収集日を守りましょう

燃えるごみや燃えないごみなど種別によって
収集日は決まっています。「家庭ごみの分別・
出し方ポスター」を確認し、その日の午前
8時までに出すようにご協力ください。
収集日以後に出すことは散乱や悪臭の
原因となりますのでお控えください。



決められたものを出しましょう

分別ができていないものや処理できな
いものなど収集できない場合があります。
その場合、地域の代表者に連絡し、
ごみの移動や処分をお願いすることあ
ります。また分別できていないことにより
火災等の重大な事故が起こる可能性が
あります。しっかりと分別を行いましょう。



ごみの持ち去りの禁止について

令和7年4月から地域のごみステーションに資源ごみとし
て「カン」や「びん」、「ペットボトル」を出すようにします。
ごみステーションに出された資源ごみは山添村廃棄物の処
理及び再利用の促進に関する
条例第22条の規定に基づき山
添村に所有権が帰属するため、
ごみの持ち去りはできません。



不法投棄について

地域のごみステーションに収集できないもの（家電リサ
イクル法対象品目など）を出すことは不法投棄に当たる可
能性があります。不法投棄に該当した場合、5年以下の懲
役もしくは 1,000 万円以下の罰金またはその両方が科せ
られます。また、地域の方以外がごみステーションにごみ
を出すことも不法投棄に該当します。もし、見かけた場合、
役場環境衛生課、警察までご連絡ください。

ごみの野外焼却(野焼き)は 原則禁止されています

野外焼却(野焼き)は一部の例外行為を除き「廃棄物
の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されて
おり、ドラム缶やブロック等で囲ったもの、基準を満たさ
ない簡易焼却炉による焼却行為も禁止されています。

《例外行為》

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却
例：「とんど」等の地域行事におけるしめ縄、門松等の焼却
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却
例：農業者が行う稲わら等の焼却
林業者が行う伐採した枝条等の焼却 ※廃ビニールの焼却等は含まれません。
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
例：たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

野外焼却(野焼き)の例外
行為を行う場合は火災と誤認
した通報による消防車の出動
を防ぐためあらかじめ消防署へ
届出が必要です。

つきましては、事前の届け
出、焼却開始の連絡、焼却終
了の連絡を消防署にするよう
お願いします。

～野外焼却(野焼き)の例外行為を行う場合の注意事項～

- ▽火災発生の恐れのない場所で行い、日没までに消火してください。
- ▽田や畑では、直径1m程度に小分けにし、数回に分けて焼却してください。
- ▽焼却の前に消火準備（消火器、水バケツ等）をしてください。
- ▽焼却中はその場を離れないでください。
- ▽警報、注意報及び火災気象通報等が発令されている場合は中止してください。
- ▽周辺住民の理解を得て迷惑にならないようしてください。

発行元・お問い合わせ先

山添村役場 環境衛生課 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
TEL：0743-85-0047 FAX：0743-85-0472

令和7年3月発行